

ふくいSDGsパートナー活動応援事業実施要領

(通則)

第1条 この要領は、ふくいSDGsパートナー活動応援金（以下、「応援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 「ふくいSDGsパートナー」同士の連携促進やSDGs達成の担い手育成を目的とした活動を応援することを目的とする。

(事業実施主体)

第3条 応援金の事業実施主体は、次に掲げる要件をすべて満たす企業・団体等とする。ただし、地方公共団体および地方公共団体が運営する施設は対象外とする。

- (1) 「ふくいSDGsパートナー」に登録していること。
- (2) 法人格を有しない団体については、定款・規約・会則等を有すること。
- (3) 県税を滞納していないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を行っていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。また、その利益となる活動を行っていないこと。

(対象事業)

第4条 応援金の対象となる事業は、次に掲げる要件をすべて満たす事業とする。

- (1) 県内において実施する事業であること。
- (2) 「ふくいSDGsパートナー」同士の連携促進やSDGs達成の担い手育成を目的とした事業であること。
- (3) 事業実施主体が新たに実施する事業であること。継続事業である場合は、従来事業と比較して新しい取組みの追加や改善により、事業効果の向上が期待できる内容の事業であること。
- (4) 当該年度の2月末日までに完了する事業であること。

(対象経費)

第5条 応援金の対象となる経費は、別表1に定める経費のうち、知事が適当と認める経費とする。

(事業実施計画等の提出)

第6条 第4条に定める事業を実施しようとする事業実施主体は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 団体等概要書（様式第3号）
- (4) 県税の納税証明書または納税状況の確認に関する同意書（様式第4号）
- (5) その他知事が必要と認める書類

(事業の採択)

第7条 知事は、前条に定める事業計画書等の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められた場合は対象事業として採択し、事業実施主体に通知するものとする。

(計画変更の承認)

第8条 事業実施主体は、事業計画書の内容を変更する場合、事前に計画変更承認申請書(様式第5号)を知事に提出し、承認を受けなくてはならない。

(応援金の額)

第9条 応援金の額は、総事業費から当該事業収入を控除した額または対象経費の合計額のいずれか低い額とし、上限は50万円とする。

2 前項の規定により算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第10条 事業実施主体は、第7条に規定する通知があった日から起算して30日以内に、応援金交付申請書(様式第6号)により知事に申請するものとする。

(交付の決定)

第11条 知事は、前条の交付の申請があったときは、交付決定通知書(様式第7号)により事業実施主体に通知するものとする。

(応援金の交付)

第12条 知事は、前条の交付の決定を行ったときは、速やかに第9条に規定する応援金を交付するものとする。

(事業実施の報告)

第13条 事業実施主体は、事業が完了した日から起算して30日以内に事業実施報告書(様式第8号)を知事に提出するものとする。

(応援金の返還)

第14条 知事は、事業実施主体が、偽りその他不正な行為によって応援金の交付決定を受けたと認めるときは、交付決定取消・返還通知書(様式第9号)により交付決定を取り消し、交付額全額を返還させるものとする。

附 則

この要領は、令和3年6月7日から施行する。

【別表 1】対象経費

報償費	外部講師等に対する謝金
旅費	外部講師等への費用弁償に限る
需用費	消耗品費（単価が3万円未満の物品）、印刷製本費 等
役務費	通信運搬費、広告料、手数料 等
委託料	業務の一部を他の団体等に委託する場合の費用
使用料・賃借料	会場使用料、機材借上料 等
備品購入費	事業に継続的に必要となる備品の購入費

注：以下の経費は除くものとする。

- ・事業実施主体である企業・団体等およびその構成員に対して支払う経費
- ・飲食に要する経費
- ・不動産の取得、賃借、補償に要する経費
- ・施設整備に要する経費